貸付対象は?

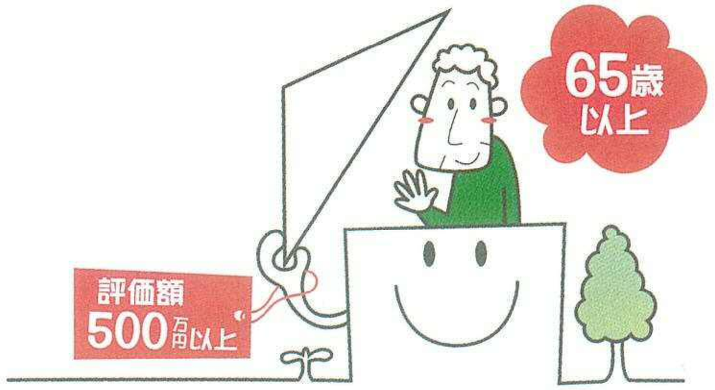

次のいずれにも該当する世帯

- 担保となる不動産に居住し借入申込者が単独で所有（同居の配偶者との共有を含む）していること
  ※概ね評価額500万円以上（不動産の評価は愛知県社会福祉協議会の指定する不動産鑑定士が行います）
- 将来にわたり住居を所有し、又は住み続けることを希望していること
- 不動産に賃借権、抵当権等が設定されていないこと
- 不動産の所有者が原則65歳以上であること
- 本貸付金を利用しなければ生活保護を受けなければならない世帯であると、保護の実施機関が認めた世帯であること

貸付金額･貸付期間は?

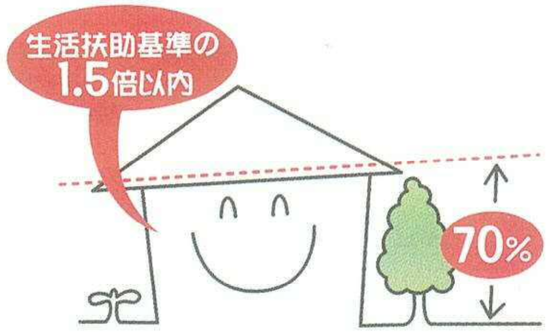

貸付内容

貸付限度額	居住用不動産の評価額の70%（集合住宅は50%）
貸付月額	生活扶助基準額の1.5倍以内（保護の実施機関の証明による）
貸付期間	貸付元利金（貸付金＋利子）が貸付限度額に達するまでの期間 又は、貸付契約の終了時（借受人死亡時）までの期間
据置期間	契約の終了後3か月以内
償還期限	据置期間終了時に一括償還
貸付利率	年3%または銀行の長期プライムレートのいずれか低い利率
償還の保全措置	居住する不動産に根抵当権を設定

申込方法･返済方法は?

手続きの流れ

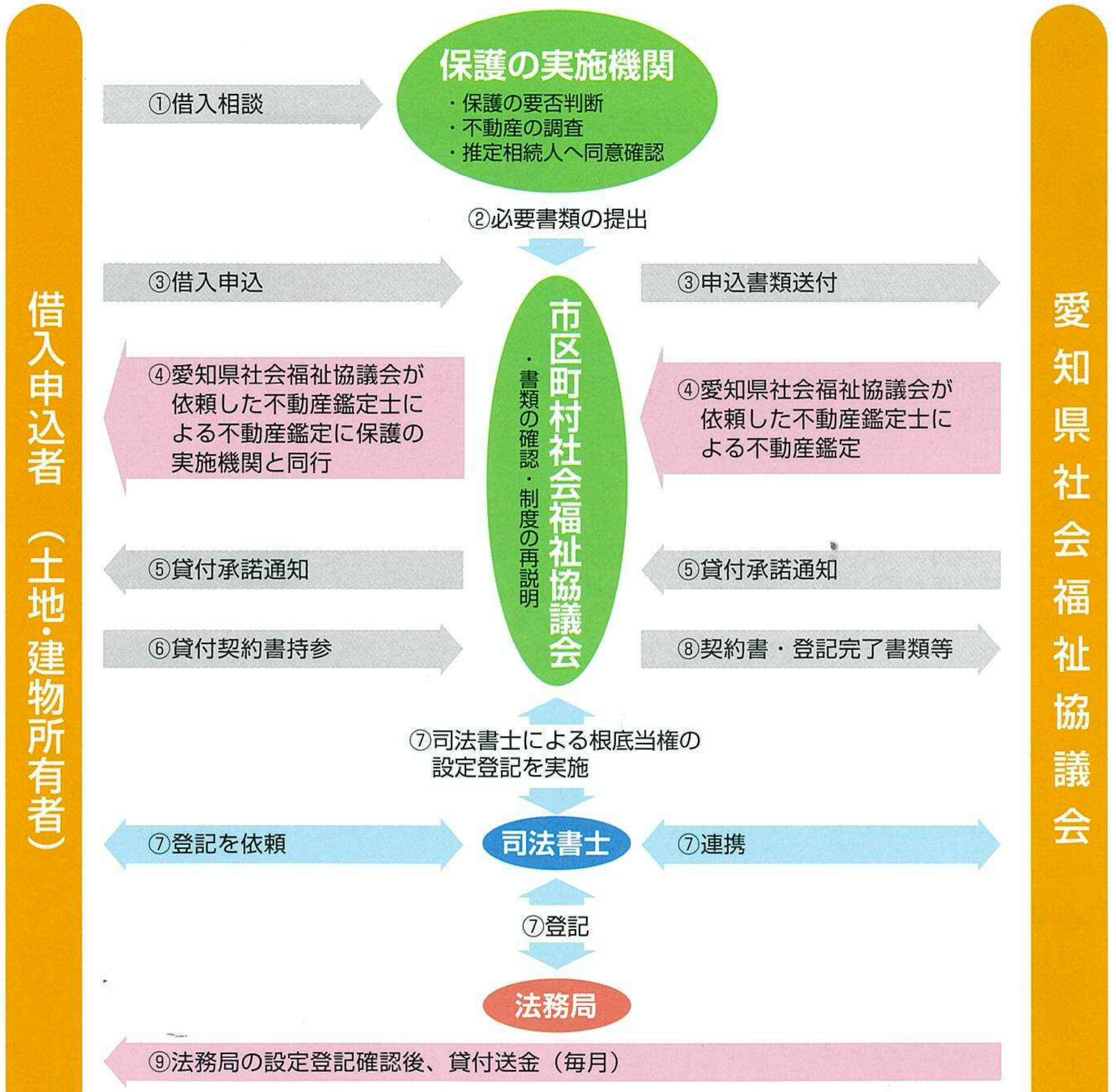
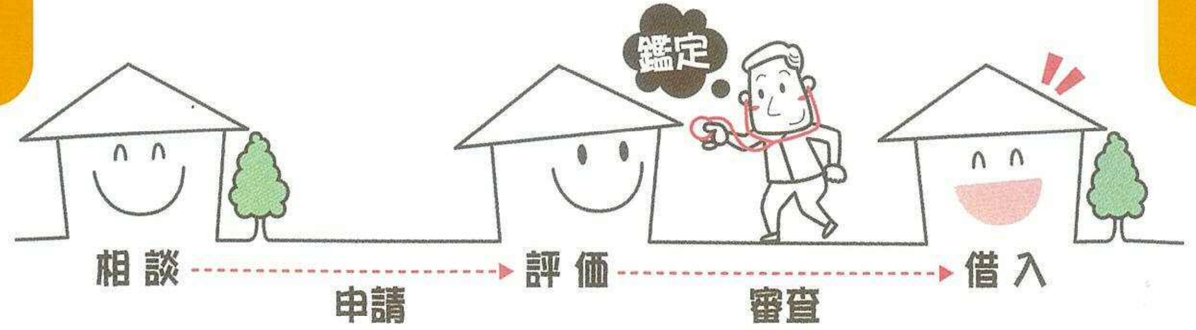
※借受人が死亡した場合等に貸付契約は終了し、借受人の相続人が不動産を売却して貸付金及び利子を愛知県社会福祉協議会へ償還